

農地転用をする場合は農業委員会の許可申請が必要です

「農地転用」とは、農地に住宅等の建物、駐車場、資材置場等、農地以外の用地に転換することをいいます。なお、一時的に資材置場等に利する場合も転用(一時転用という)になります。

このような農地転用をする場合には、農地法の規定に基づく手続きが必要になります。

転用をお考えの方、農地区分を確認したい方は農業委員会事務局へお問い合わせください。

§ 農地区分の確認方法 §

○申請地が農業振興地域の農用地区域

農業振興地域とは、市町村が農業を振興するために指定した地域です。

笠間市の農地は農業振興地域に指定されており、その中でも農用地区域として農業以外の利用を制限する区域を指定しています。

一般的に「農振地域」と呼ばれている区域がこれにあたります。

※農用地区域の確認は、**農政課**となります。

NO

YES

原則不許可

○申請地が次のいずれかの判定区分に該当する。

**第3種農地
必要範囲で許可**

- ・都市的整備がされた区域内の農地
- ・市街地の中にある農地

**第2種農地
第3種農地に立地困難な場合等に許可**

- ・小集団の生産力が低い農地
- ・市街地として発展する可能性のある区域内の農地

**第1種農地
原則不許可**
(例外的に許可となるもの有り)

- ・土地改良事業等が実施された農地口
- ・おおむね10%以上の広がりがある農地
- ・生産力の高い農地